

医療生協さいたま生活協同組合 老人保健施設みぬま
(介護予防)通所リハビリテーション 重要事項説明書

2025 年6月 26 日現在

1、当施設が提供するサービス提供の責任者・相談窓口

電 話：０４８－２９４－９２２２

責任者：高橋 真一

相談窓口：永原 友花

受 付：月～金曜日 ０９：００～１７：００

＊ご不明な点は何でもお尋ね下さい。

2、介護老人保健施設みぬまの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施 設 名 称	介護老人保険施設みぬま
所 在 地	埼玉県川口市木曽呂１３４７
介護保険指定番号	介護老人保健施設 埼玉県１１５０２８００１６号
サービス提供地域	川口市 さいたま市

※ 上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 施設の職員体制

職種	人数	職務内容
管理者（医師） 神谷稔	１人	通所リハビリテーション従事者の管理、指導をおこなうとともに利用者の病状に応じた医学的管理をおこなう。
看 護 職 員	１人以上	利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導、病状や心身の状況に応じた看護をおこなう。
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 言 語 聴 覚 士	２人以上	通所リハビリテーション計画を作成し、作業療法その他必要なりハビリテーションを提供する。
介 護 職 員	１０人以上	リハビリテーションに伴って必要な介助及び援助をおこなう。

(3) 施設の設備の概要

定員	９０名	診 察 室	１室
食堂兼機能訓練室	３４９．９３㎡	相 談 室	１室
浴室	一般浴槽と 特殊浴槽があります		
		送 迎 車	９台

3、サービスの内容

利 用 日	月曜日～土曜日（ただし年末年始は休業）
利 用 時 間	午前８：１５～午後５：１５
利 用 場 所	住所：埼玉県川口市木曽呂１３４７

	施設（事業所）名：老人保健施設みぬま
利用可能施設	食堂兼機能訓練室 相談室 浴室（普通浴槽・特殊浴槽） 送迎車9台
サービス計画の立案	ご利用者様の状態、ご要望等を把握させて頂きサービス計画を作成します。
食 事	昼食 12:00～13:00
入 浴	ご契約に基づいてご利用いただきます。 状態に応じて一般浴槽または機械浴槽をご利用いただきます。
介 護	通所リハビリテーションケア計画に沿って下記の介護を行います。 ・入浴・排泄・食事等の介助・おむつ交換・体位変換
機 能 訓 練	通所リハビリテーションケア計画及びリハビリマネジメント計画に基づいて機能回復訓練を行います。
生 活 相 談	常勤の生活相談員等に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
健 康 管 理	診察室にて診断や健康相談サービスを受けることができます。
レクリエーション	当施設では毎日クラブ活動を実施するとともに、適宜行事を行います。

4、利用料金

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、保険給付の自己負担額を別に定める料金表によりお支払いいただきます。その他保険外料金等が必要に応じてかかります。

お支払いいただく料金の単価は「別表 利用料金表」のとおりです。

支払い方法は日本信販による口座引落を基本にお願いします。ご要望により、銀行振込み・窓口現金払いもお受けします。

5、サービスの利用方法

- ① サービスの利用開始はケアマネージャー様より申し込みとなります。
- ② サービスの利用契約の終了はご本人、ご家族及びケアマネージャー様とのご相談によりサービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ③ 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足などやむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合が事ございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

6、当事業所の通所リハビリテーション（デイケア）の特徴など

運営方針

- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとします。
- 2 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ自立した日常生活

活を営むことができるよう、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとします。

- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し関係市町村、居宅介護支援事業者および他の居宅サービス事業者並びにその他保健医療サービス 及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの 提供に努めるものとします。

サービス利用のための実施事項

事項	有無	備考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修実施	有	年2回 実施します
サービスマニュアルの作成	有	
その他 個人情報保護の取組	無	

7、確認事項

(1) はじめに

当施設は「永住」のための施設ではなく、在宅復帰を目的とした施設です。通所リハビリテーションサービスは在宅サービスの一環として体力維持や生活の質向上につながるリハビリ訓練やご家族様の介護休暇を主目的としてご利用いただいております。

(2) 医療機関への受診

通所リハビリテーションサービス利用中に医療機関を受診することはできません。緊急受診が必要となった場合は受診いただきますが、その日につきましてはサービスに復帰せずにご帰宅いただくこととなります。

(3) 事故発生時の対応について

事故による受傷が見られた際は、直ちに施設長が診察し適切な処置や治療を行ないます。また、ご家族にご連絡差し上げるとともに、受傷の程度に応じて協力医療機関と連携を取り、速やかに対応させていただきます。休日や夜間など、施設長が不在の場合は、看護師の判断で、救急医療機関に受診していただきます。なお、事故後は事故報告書を作成し、事故の原因究明、事故防止に努めます。また、ご利用者様に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(4) 秘密の保持及び個人情報の保護

当施設職員は、業務上知りえた利用者又は扶養者もしくはその家族等に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、個人情報私用同意書に定めた情報提供については利用者及びご家族からお予め同意を得たうえで行うこととします。情報提供は必要最低限にとどめ、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

(5) 施設利用にあたっての留意・禁止事項

1. 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をしていただきます。
2. 暴言、暴力、セクハラ行為等に対しては厳正に対処します。
3. 火気の取り扱いは禁止です。
4. けんか、口論、泥酔、中傷、その他他人の迷惑になる行為は慎んでいただきます。
5. その他管理上必要な指示には従っていただきます。
6. 設備、備品の利用は本来の用法に従っての利用をお願いします。これに反した利用による損傷利用者に弁償義務が生じる場合があります。

7. 他利用者様に対し、営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は禁止です。
8. 現金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。やむを得ない場合は職員がお預かりしますので必ずお申し出ください。また、紛失事案が発生しても施設は一切責任を負いませんので予めご了承ください。

(6) 第三者による評価の実施状況等

当施設では満足度アンケートや虹の箱（ご意見箱）による利用者様からの意見等を把握する取り組みをおこなっております。その他機関による第三者評価の実施はおこなっておりません。

(7) 施設からのお知らせ

以下については、デイケアのニュースやおたよりなどでお知らせします。

- ・ 送迎時間の連絡、サービスの中止や変更
- ・ 食事の変更など

(8) 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は利用者の示す緊急連絡先に連絡します。

8、非常災害対策

当施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるために定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - 一 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - 二 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - 三 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時 5 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

9、身体拘束等

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

10、虐待の防止等

施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を

実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に 周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

11、サービス内容に関する相談、要望、苦情及び協力病院・協力歯科の連絡先

当施設に関する相談、要望、苦情等は、は下記窓口までお申し出ください。

相談内容	相談窓口及び担当者	連絡先（電話番号）
施設サービスに対する相談窓口	千葉 妙子（看護師長）	048-294-9222
個人情報に関する相談窓口	藤川 知子（事務）	048-294-9222
市町村相談窓口	川口市役所内 介護保険課	048-258-1110
埼玉県の相談窓口	埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2761 (代)
協力病院	埼玉協同病院	0570-00-4771
協力歯科	生協歯科診療所	048-810-6100

12、当法人の概要

名称・法人種別	医療生協さいたま生活協同組合	
代表者氏名	役職：理事長 増田 剛	
本部所在地・電話番号	埼玉県川口市木曽呂1317 048-294-6111	
院所・事業所数	病 院	5カ所
	診 療 所	8カ所
	歯 科 診 療 所	4カ所
	介 護 老 人 保 健 施 設	2カ所
	通 所 リ ハ ビ リ	12カ所
	通 所 介 護	1カ所
	訪 問 リ ハ ビ リ	5カ所
	訪 問 看 護ステーション	14カ所
	訪 問 介 護ステーション	16カ所
	居 宅 介 護 支 援 事 業 所	17カ所
	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー	4カ所
	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	7カ所
	看 護 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	4カ所
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	1カ所
	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	5カ所
	在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー	2カ所
	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護	4カ所
	定期巡回随時対応型訪問介護看護	12カ所

2024年3月1日 改編

2025年6月26日 改編